

恵庭市告示第166号

平成24年恵庭市告示第51号（騒音規制法に基づく規制地域の規制等）の一部を次のように改正し、令和3年9月16日から施行する。

令和3年9月16日

恵庭市長 原 田 裕



記

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による都市計画（用途地域）の変更に伴い、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域（以下「規制区域」という。）を次のとおり変更する。

1 規制地域

規制地域を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は省略し、恵庭市生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）